

議案第 2 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成27年 2月18日

沖 縄 県 教 育 委 員 会

教育長が平成27年第1回沖縄県議会提出予定議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別 紙)

議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」に対する意見

議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が平成27年4月1日に施行され、教育長の身分が変更されるほか、教育委員会委員長職が廃止されること等に伴い必要となる関係条例の規定の整備を行うものであることから、適当であると考えます。

提出議案の概要

【議案名】

乙第28号議案 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

【議案提出の理由】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。(施行期日：平成27年4月1日)

【議案の概要】

- (1) 次の5条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整備を行う。
 - ア 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例
⇒委員長の報酬に関する規定を削除
 - イ 沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
⇒教育長の身分変更に伴う関係規定の整備及び給与関係規定の削除
 - ウ 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例
⇒教育長の給与の支給根拠の変更に伴う、給与関係規定の追加
 - エ 沖縄県教育委員会の委員の定数を定める条例
⇒新教育長が首長から直接任命される(=委員から選任されない)ことに伴う規定の変更
 - オ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例
⇒地教行法の条ずれに伴う規定の変更
- (2) この条例は平成27年4月1日から施行する。
- (3) この条例の施行の際教育長がなお従前の例により在職する場合に必要な経過措置を設ける(改正前のア～エの条例について、なおその効力を有するものとする)。

【説明】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)

概 要

- ・教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者(新教育長)を置く
- ・教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う
- ・現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する 等

(平成27年4月1日施行)

改正法の施行に合わせ、関係条例の規定を整備

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年沖縄県条例第41号）新旧対照表

改 正 案			現 行		
別表（第2条、第5条関係）			別表（第2条、第5条関係）		
区	分	報酬の額（円）	区	分	報酬の額（円）
(略)	教育委員会の委員	月額 180,000	教育委員会	委員長	月額 212,000
		(略)		委員	月額 180,000
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)

費用弁償の額
沖縄県職員の旅費に
関する条例（昭和47
年沖縄県条例第49
号）の規定の適用を
受ける職員の旅費相
当額

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）新旧対照表	
改正案	現行
<p>沖縄県教育委員会教育長の勤務時間、休日及び休暇並びに職務に専念する義務の特例に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、沖縄県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間、休日及び休暇に関して必要な事項を定めるほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づき、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 教育長の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 教育長の給料月額は、720,000円とする。</p> <p>(通勤手当及び期末手当)</p> <p>第4条 教育長の通勤手当及び期末手当は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第5条 教育長の退職手当の額及び支給方法については、沖縄県職員の退職手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第40号。以下「退職手当条例」という。）の規定の適用を受ける職員の例による。</p> <p>2 前項の場合において、勤続期間の計算並びに退職手当の調整額及び退職手当の調整額に相当する部分の支給については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 一般職の職員から引き続き教育長になった場合におけるその者の一般職の職</p>

<p>員としての在職期間は、<u>教育長の在職期間には、通算しない。</u></p> <p>(2) <u>退職手当の調整額は、退職手当条例第7条の4の規定にかかわらず、退職手当条例第3条から第5条まで及び第7条の規定により計算した退職手当の基本額の100分の6に相当する額とする。</u></p> <p>(3) <u>退職手当の調整額に相当する部分の支給については、退職手当条例第7条の4第4項第4号の規定は適用しない。</u></p> <p>(旅費)</p> <p>第6条 <u>教育長の旅費の額は、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の規定の適用を受ける職員の例により算定する。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、教育長が前項の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、知事と協議して定める旅費を支給することができ。</u></p> <p>(給与及び旅費の支給方法等)</p> <p>第7条 <u>この条例に定めるもののほか、教育長の給与及び旅費の支給方法等については、一般職の職員の例による。</u></p> <p>(勤務時間その他の勤務条件)</p> <p>第8条 <u>教育長の勤務時間その他の勤務条件については、一般職の職員の例による。</u></p>	<p>(削る)</p> <p>(勤務時間、休日及び休暇)</p> <p>第2条 <u>教育長の勤務時間、休日及び休暇については、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」とする。</u></p> <p>(職務専念義務の特例)</p> <p>第3条 <u>教育長の職務に専念する義務の特例については、沖縄県職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和47年沖縄県条例第6号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」とする。</u></p>
<p>員としての在職期間は、<u>教育長の在職期間には、通算しない。</u></p> <p>(2) <u>退職手当の調整額は、退職手当条例第7条の4の規定にかかわらず、退職手当条例第3条から第5条まで及び第7条の規定により計算した退職手当の基本額の100分の6に相当する額とする。</u></p> <p>(3) <u>退職手当の調整額に相当する部分の支給については、退職手当条例第7条の4第4項第4号の規定は適用しない。</u></p> <p>(旅費)</p> <p>第6条 <u>教育長の旅費の額は、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）の規定の適用を受ける職員の例により算定する。</u></p> <p>2 <u>教育委員会は、教育長が前項の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、知事と協議して定める旅費を支給することができ。</u></p> <p>(給与及び旅費の支給方法等)</p> <p>第7条 <u>この条例に定めるもののほか、教育長の給与及び旅費の支給方法等については、一般職の職員の例による。</u></p> <p>(勤務時間その他の勤務条件)</p> <p>第8条 <u>教育長の勤務時間その他の勤務条件については、一般職の職員の例による。</u></p>	<p>(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。</p>

沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）新旧対照表	改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、知事、副知事、<u>公営企業の管理者、病院事業の管理者並びに教育委員会の教育長、常勤の人事委員会の委員及び常勤の監査委員</u>（以下「知事等」という。）の給与及び旅費に關して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 知事等の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 知事等の給料月額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>第4条 新たに知事等になつた者には、その日から給料を支給する。ただし、退職し、又は失職した国家公務員又は地方公務員が即日知事等になつたときは、その日の翌日から給料を支給する。</p> <p>第5条 知事等が退職又は失職により知事等でなくなつたときは、その日まで給料を支給する。</p> <p>2 知事等が死亡したときは、その月まで給料を支給する。</p> <p>第6条 第4条及び前条第1項の規定により給料を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。ただし、教育委員会の教育長にあつては、<u>沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員</u>（以下「一般職の職員」という。）の例により計算する。</p> <p>(通勤手当及び期末手当)</p> <p>第7条 知事等の通勤手当及び期末手当は、<u>一般職の職員</u>の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、知事、副知事、<u>常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者</u>（以下「知事等」という。）の給与及び旅費に關して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 知事等の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 知事等の給料月額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>第4条 新たに知事等になつた者には、その日から給料を支給する。ただし、退職し、又は失職した国家公務員又は地方公務員が即日知事等になつたときは、その日の翌日から給料を支給する。</p> <p>第5条 知事等が退職又は失職により知事等でなくなつたときは、その日まで給料を支給する。</p> <p>2 知事等が死亡したときは、その月まで給料を支給する。</p> <p>第6条 第4条及び前条第1項の規定により給料を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。ただし、<u>沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員</u>（以下「一般職の職員」という。）の例により計算する。</p> <p>(通勤手当及び期末手当)</p> <p>第7条 知事等の通勤手当及び期末手当は、<u>沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員</u>（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、知事、副知事、<u>常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者</u>（以下「知事等」という。）の給与及び旅費に關して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 知事等の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>(給料)</p> <p>第3条 知事等の給料月額は、別表第1のとおりとする。</p> <p>第4条 新たに知事等になつた者には、その日から給料を支給する。ただし、退職し、又は失職した国家公務員又は地方公務員が即日知事等になつたときは、その日の翌日から給料を支給する。</p> <p>第5条 知事等が退職又は失職により知事等でなくなつたときは、その日まで給料を支給する。</p> <p>2 知事等が死亡したときは、その月まで給料を支給する。</p> <p>第6条 第4条及び前条第1項の規定により給料を支給する場合であつて月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。</p> <p>(通勤手当及び期末手当)</p> <p>第7条 知事等の通勤手当及び期末手当は、<u>沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）の規定の適用を受ける職員</u>（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、期末手当基礎額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100</p>

<p>基礎額は給料月額及びその給料月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とし、給与条例第27条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第8条 知事等の退職手当の額は、知事等の給料月額に次に掲げる支給割合を乗じた額に、その在職期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 100分の50</p> <p>(2) 副知事 100分の42</p> <p>(3) 公営企業の管理者 100分の30</p> <p>(4) 病院事業の管理者 100分の30</p> <p>(5) 常勤の人事委員会の委員 100分の20</p> <p>(6) 常勤の監査委員 100分の20</p> <p>(7) 常勤の監査委員 100分の20</p>	<p>分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の170」とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第8条 知事等の退職手当の額は、知事等の給料月額に次に掲げる支給割合を乗じた額に、その在職期間の月数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 100分の50</p> <p>(2) 副知事 100分の42</p> <p>(3) 公営企業の管理者 100分の30</p> <p>(4) 病院事業の管理者 100分の30</p> <p>(5) 教育委員会の教育長 100分の30</p> <p>(6) 常勤の人事委員会の委員 100分の20</p> <p>(7) 常勤の監査委員 100分の20</p>
<p>第9条 知事等の旅費の額は、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号。以下「旅費条例」という。）の規定の適用を受ける職員の場合により算定する。</p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、知事及び副知事の鉄道賃、船賃、航空賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料及び死亡手当の額は、別表第2のとおりとする。ただし、同表の額により難い場合は、旅費条例第40条の規定の例による。</p> <p>3 知事及び副知事の着後手当及び扶養親族移転料を算定する場合において、前項に掲げる種類の旅費を基礎とするときは、第1項の規定にかかわらず、前項の規定による額とする。</p>	<p>第9条 知事等の旅費の額は、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号。以下「旅費条例」という。）の規定の適用を受ける職員の場合により算定する。</p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、知事及び副知事の鉄道賃、船賃、航空賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料及び死亡手当の額は、別表第2のとおりとする。ただし、同表の額により難い場合は、旅費条例第40条の規定の例による。</p> <p>3 知事及び副知事の着後手当及び扶養親族移転料を算定する場合において、前項に掲げる種類の旅費を基礎とするときは、第1項の規定にかかわらず、前項の規定による額とする。</p>
<p>2 前項の在職期間の月数は、任期開始又は選任された日の属する月から、任期満了又は退職若しくは死亡した日の属する月までの引き続いた在職期間の月数（当該月数が48月を超える場合は、48月）とする。</p> <p>3 前項の場合において、一般職に属する職員から引き続き知事等に就職した場合におけるその者の者の一般職に属する職員としての在職期間は、知事等の在職期間には、通算しない。</p> <p>(旅費)</p> <p>第9条 知事等の旅費の額は、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号。以下「旅費条例」という。）の規定の適用を受ける職員の場合により算定する。</p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、知事及び副知事の鉄道賃、船賃、航空賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料及び死亡手当の額は、別表第2のとおりとする。ただし、同表の額により難い場合は、旅費条例第40条の規定の例による。</p> <p>3 知事及び副知事の着後手当及び扶養親族移転料を算定する場合において、前項に掲げる種類の旅費を基礎とするときは、第1項の規定にかかわらず、前項の規定による額とする。</p>	<p>2 前項の在職期間の月数は、任期開始又は選任された日の属する月から、任期満了又は退職若しくは死亡した日の属する月までの引き続いた在職期間の月数（当該月数が48月を超える場合は、48月。ただし、教育委員会の教育長にあつては、36月を超える場合は、36月）とする。</p> <p>3 前項の場合において、一般職に属する職員から引き続き知事等に就職した場合におけるその者の者の一般職に属する職員としての在職期間は、知事等の在職期間には、通算しない。</p> <p>(旅費)</p> <p>第9条 知事等の旅費の額は、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号。以下「旅費条例」という。）の規定の適用を受ける職員の場合により算定する。</p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、知事及び副知事の鉄道賃、船賃、航空賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料及び死亡手当の額は、別表第2のとおりとする。ただし、同表の額により難い場合は、旅費条例第40条の規定の例による。</p> <p>3 知事及び副知事の着後手当及び扶養親族移転料を算定する場合において、前項に掲げる種類の旅費を基礎とするときは、第1項の規定にかかわらず、前項の規定による額とする。</p>

4 任命権者は、知事等が前3項の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、知事と協議して定める旅費を支給することができる。
 (給与及び旅費の支給方法等)
第10条 この条例に定めるもののほか、知事等の給与及び旅費の支給方法等については、一般職の職員の例による。

別表第1 (第3条関係)

区分	給料月額 (円)
知事	1,230,000
副知事	970,000
公営企業の管理者	720,000
病院事業の管理者	840,000
常勤の人事委員会の委員	670,000
常勤の監査委員	640,000

4 任命権者は、知事等が前3項の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、知事と協議して定める旅費を支給することができる。
 (給与及び旅費の支給方法等)
第10条 この条例に定めるもののほか、知事等の給与及び旅費の支給方法等については、一般職の職員の例による。

別表第1 (第3条関係)

区分	給料月額 (円)
知事	1,230,000
副知事	970,000
公営企業の管理者	720,000
病院事業の管理者	840,000
教育委員会の教育長	720,000
常勤の人事委員会の委員	670,000
常勤の監査委員	640,000

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

新旧対照表（第4条関係）

沖縄県教育委員会の委員の定数を定める条例（平成13年沖縄県条例第2号）新旧対照表	
改正案	現行
<p><u>沖縄県教育委員会組織条例</u> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、沖縄県教育委員会は、教育長及び5人の委員をもって組織する。</p>	<p><u>沖縄県教育委員会の委員の定数を定める条例</u> 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条ただし書の規定に基づき、沖縄県教育委員会の委員の定数は、6人とする。</p>

（注） 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。

新旧対照表（第5条関係）

改正案	現行
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p>(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第24条の2の規定に基づく沖縄県教育委員会の職務権限の特例に関する条例</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。</p> <p>(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p>(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</p>

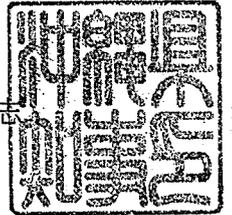
(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所アンダーラインを引くこと。



教総第10148号
平成27年2月9日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 翁長 雄志



県議会提出予定議案に係る意見聴取について（照会）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について、貴委員会の意見を求めます。

